## 金融厅 関

監 督指針」改正

芳賀恒人

株エス・ピー ネットワ

## る態勢整 備

暴排意識やリスク セ ンスをベ スに排除実務の徹底

する。 勢のあり方について具体的に検討 性を確認するとともに、今後の態 化を求めた。 力排除の取組みについて一層の強 を公表し、金融機関に反社会的勢 ニュアル」等の一部改正(案)等 監督指針」等および「金融検査マ 金 「主要行等向けの総合的な融庁は、平成26年2月に 反社会的勢力の 本稿では、 その方向

①個人の暴排意識とリスクセンス

排除に向けた考え方

がベー ಠ್ಠ に真摯に取り組んできた経緯があ 格なコンプライアンス態勢の構築 省や社会の要請に対応すべく、 は、これまで過去の不祥事への反 を指摘している。一方、 者委員会が「当事者意識の欠如」 昨年の反社融資問題では、 金融機関 第三 厳

「そこまでやる必要がないだろ

の課題に埋もれる」「積極的に解 意識の欠如」を招いた「 えるにあたっては、その「当事者 きことを知っている」 今回の反社融資問題の本質を考 本来やる

に着目する必要がある。 い」のは信販会社も同様であり、 さらに、「知っていてやらな

平成26年2月

ス

背景事情をよく検討しなければな

生じている事実の認識を まずは反社との関係が 「不作為」を許す土壌があっ決を図る姿勢を欠いた」と ح 11 た 点 う

主義によって、不作為が蔓延したう」との甘い現状認識や利益優先

結論から言えば、 厳格で過剰な

> ある。 求められていると理解する必要が い」コンプライアンスではなく、 となっており、「やってはいけな コンプライアンス自体がコンプラ く行う」コンプライアンスがい 一人ひとりが「正しいことを正し イアンスの実効性を阻害する要因 ま

識」や「リスクセンス」 発揮できること、 ら抜け出すためには、一人ひとり いといっ の意識や考えが組織の中で健全に 「余計なことはしないほうがよ た不作為の思考停止か すなわち「 に代表さ

する、所要の改正を行う。 a . 組織としての対応

b. 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

金融庁「「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び、金融検査マニ

ュアル」等の一部改正(案)の公表について(平成26年2月25日)より

金融庁は、今般の提携ローンの問題も踏まえ、平成25年12月26日、反社

会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表した。これらの取組みを 推進するため、以下のような構成で(1)反社会的勢力との取引の未然

防止(入口)(2)事後チェックと内部管理(中間管理)(3)反社会

的勢力との取引解消(出口)に係る態勢整備等についての着眼点を追加

c . 適切な事前審査の実施

d . 適切な事後検証の実施

e. 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み

f.反社会的勢力による不当要求への対処

1.反社会的勢力への対応に係る監督指針等の改正

ついて排除に向けた工程を明確に れることから始め、 まっている事実から目を背けるこ 勢力との関係が現時点で生じてし 対応していくためにも、 していく必要がある。 役職員の信頼を得て組織として まずはその現実を受け容 反社会的

在化し一層深刻化させかねない。 点」となるのは、 り関係を持ったりする場合に「接 反社会的勢力が組織に侵入した 言い訳によって、 必ず自行庫の役 逆に問題が潜

われる。

組みにおいては、

単に組織が

関

イアスのかかった思考や都合の良 いの関係なら大丈夫」といったバ

職員である。

翻って、反社会的勢力排除の取

壁を乗り越えるために必要だと思

ţ

現場においてすでに生じてい

る関係の隠ぺい、

また「このくら

社風 ( 行風 ) づくりこそが、れる 「 個性」 が健全に発揮で

その

対応を役職員に押し付けるだけ

係を持ってはいけない」

と厳格

が健全に発揮できる

識やリスクセンスの持ちよう次第 りうるのである。 それを排除する「防波堤」 社を招き入れる「仲介者」 ようがいまいが、役職員の暴排意 そこに悪意があろうがなかろう 役職員自身が組織の内部に反 相手が「怪しい」と知ってい にもな にも

ることが重要となる。 断等の方向性が正しく一致してい ている役職員個人の意識を重視し 力と関係を持ちたくない」と思っ ながら、 したがって、 組織の施策や取引可否判 本来「反社会的勢

時間の経過とともに、 だからといって、「社会の目」 たのである。 れば訴訟リスクが排除できな この問題の本質は、 手を尽く

時点の社会の目線」 からみて正し 常に「その その判断が

不十分なモニタリ 放置」と見なされた原因 ングが

②ジャッジメント・モニタリング

題があったわけではない。 であったと思われ、それ自体に問 するのは難しい」「継続的に監視 に認識すべき点は、「放置」 にとって今後の実務指針として真 融機関だけでなくすべての事業者 していく」といったレベル 「暴排条項がないので関係を解消 さである。 たとみなした「社会の目」の厳し 反社融資問題の教訓として、 当時の取引可否判断は のもの だっ

そこで立ち止まることを許さず、 希薄であり、踏み込んだ対応をす が難しいのは事実で、 できる範囲での努力をしてきた 実際、「放置」かどうかの判断 してきたかが問われ 法的根拠が

69 **近代セール**ス 2014・5月15日号